

## 8. オランダ

### (1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

#### ① WEEE 国内法と EU 指令との比較

オランダは基本的には EU 指令をそのまま導入している。オランダの国内法は、BEA（「Beheer Electronische Apparatuur」廃電気・電子機器管理法、2004年8月13日発効）で、同法は Regeling（規制）と Besluit（規定）で構成されている。

#### ② 罰則規定および違反事例

##### a. WEEE、RoHS 罰則規定

罰則規定は、2つの法律によって規定されている。

##### i. 環境経営法（Wet Milieubeheer）

この法律は行政法であり、この法律に違反すると「販売の停止」や「罰金」などの処分が行われる。

##### ii. 経済刑法違反（Wet op de Economische Delicten）

この法律は刑法であり、管理規則に違反した場合、同法に基づき最高 6 万 7,000 ユーロの罰金や最長 6 年の懲役刑が科せられる。

##### b. WEEE、RoHS 国内法違反の事例

違反事案の摘発は、住宅・国土計画・環境省（VRROM）の検査官が各企業や配送会社の配送センターでの抜き取り検査を実施するという方法で行われた。

2008 年はサンプリングした 24 社の 152 製品のうち 10%の製品(9 社内)から基準値以上の鉛が検出され、BEA に違反していた。違反企業の情報は警察に報告され、すべての商品を市中から撤去し、廃棄などの対応が行われた。また、違反企業に対し 500～2,000 ユーロの罰金が科せられた。

2009 年はサンプリングした 47 社の 452 製品のうち 20%の製品(30 社内)から基準値以上の鉛が検出され、BEA に違反していた。

### ③ RoHS 対応に対する通関時の確認

通関の際に、RoHS 規制に対する特別な対応は求められていない。

<参考>

現在、通関の際に RoHS 規制に関する検査を行うことを検討中。最初に XRFscanner で検査を行い、同検査の結果によってはさらに書類による検査を行うことなどが想定されている。

## (2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

### ① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

製造業者は BEA 規則にもとづき登録しなければならない場合、13 週間以内に VROM に登録しなければならない。届け出用フォームは BEA 規則の Annex to Section 15 で、その内容は、「a：会社概要、b：一般事項、c：具体的な履行方法」となっている。届け出用フォームは VROM に直接ではなく、次のセンターノヴェムに提出する。なお、一般消費者向け商品を扱う企業は必要な手続きを「ICT Milieu」か「NVMP」に委託するケースが多い。

提出先：センターノヴェム・廃棄物処理実施運営局：

Postbus 93144

2509 AC Den Haag

電話番号：+31- 30 - 2147979

URL:

[http://www.senternovem.nl/Waste\\_Management\\_Department/organisation/helpdesk/index.asp](http://www.senternovem.nl/Waste_Management_Department/organisation/helpdesk/index.asp)

### ② 回収の仕組み

i. 独自の物流網を持つ企業の場合：

販売業者が独自の販売流通網（通信販売などを含む）を持ち、物流システムが確立している企業の場合、流通網を通して業者の廃品回収センターに集積された廃電気・電子機器（WEEE）類は、登録している処理工場に持ち込む。企業が独自にこのような回収システムを構築し、運用する場合、システム自体を VROM からの認証を受ける必要がある。しか

し、現実には認証を受けるのは非常に難しく、特に B2B 関連商品以外は難しい。

ii. 独自の販売網を持たない小売業者の場合：

流通網を持たない小売業者(例えば、輸入代理店など)はスキームに登録して輸送業者に回収してもらう、または一般消費者と同様に地域分別ステーション (ROS) など自治体の施設に直接持ち込むこともできる。ROS は地方自治体によって設置されており、回収は通常は無料となっている。ただし、新製品が消費者販売される前に何らかの理由で廃品として処理される場合には、持ち込む業者がその処理コストを負担する。

iii. 最終消費者の廃棄方法：

消費者が WEEE を廃棄したい場合は、新しい製品と引き換えに古い製品を小売業者に引き渡す、あるいは地方自治体の回収センターに持ち込む、という 2 つの方法がある。いずれの場合も無料である。さらに各地にある地域分別ステーション (ROS) では個人の持ち込みも許可している。

iv. 集積された WEEE の回収・リサイクルシステム：

地方自治体にて回収された WEEE はスキーム専門輸送業者によって地域分類ステーション (ROS) に搬送される。また、小売業者から回収された WEEE も同様にスキームの専門輸送業者により ROS に搬送される。ROS では集められた電気・電子機器を、冷蔵庫、洗濯機、小型音響機器、などの製品ごとに分別する。こうして分別された機器はそれぞれ専門業者によって処理工場に持ち込まれ、分解される。分解工程では可能な限り原材料ごとに分離され、環境に有害な物質は適切な処理がなされ、また再利用可能な物質はできる限り「クリーン」な状態に戻される。こうして生まれたリサイクル素材は業界にて再利用されている。

### ③ 域内で国境を超える場合の扱い

WEEE の EU 域内での国境を越える取り扱いについては EU 規則 (EC) No 1013/2006 (2007 年 7 月 12 日から発効、オランダ語 EVOA) の規定に従わなければならない。廃品によっては、最終受け入れ先の国の許可が必要。受け入れ国側の許可が必要な場合は、センターノヴェム・廃棄物処理実施運営局に申請を行う。

センターノヴェム・廃棄物処理実施運営局：

Postbus 93144

2509 AC Den Haag

電話番号：+31-30-2147979

URL: [http://www.senternovem.nl/Waste\\_Management\\_Department/contact.asp](http://www.senternovem.nl/Waste_Management_Department/contact.asp)

#### ④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

オランダには3つの機関が活動している。

- ICT-Milieu

IT機器・事務機・通信機器を回収。

Stichting ICT Milieu

P.O. Box 401

3440 AK Woerden

電話番号：+31-348-493640

e-mail: [info@ictmilieu.nl](mailto:info@ictmilieu.nl)

URL: <http://www.ictmilieu.nl/>

- オランダ金属電気製品廃棄協会 (NVMP)

テレビやDVDプレーヤーなどの家電製品の回収。

Stichting NVMP

Postbus 190

2700 AD Zoetermeer

電話番号：+31-79-3531103

E-mail: [info@nvmp.nl](mailto:info@nvmp.nl)

URL: <http://www.nvmp.nl/>

- リサイクリング技術機器協会(Recycling Technologische Apparatuur, RTA)

コントロール・パネルやプロセス制御機器など専門機器を回収。

Stichting RTA

Postbus 366

3832 RC Leusden

電話番号 : +31-33- 4657507

e-mail: [info@stichtingrta.nl](mailto:info@stichtingrta.nl)

URL: [www.stichtingrta.nl](http://www.stichtingrta.nl)

### ⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

- i. 消費者がお店で電気製品を買う時に回収費用を払う場合
  - ・ 購入時に別途回収費用を支払う場合 (家電製品など、NVMP が回収)。
  - ・ 価格に回収費用が含まれている場合 (IT 機器など、ICT-Milieu が回収)。
- ii. 無料廃棄 (地方自治体の施設かお店(買替時に) への持ち込み)

### ⑥ WEEE 回収率

2006 年の回収目標はすべての目標をクリアした。2006 年の回収目標は次の通り。

図表 18 オランダにおける製品分野ごとの WEEE 回収目標 (2006 年)

Collected from private households	5.7kg/人
Large household appliances	87%
Small household appliances	74%
IT and telecommunication	96%
Consumer equipment	87%
Lighting equipment	91%
Electrical and electronic goods	74%
Toys, leisure and sports equipment	74%
Monitor and control instruments	90%
Automatic dispensers	90%

出所 : Flash report on recycling results in the EU 公表資料を基にジェトロ作成

## ⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

- ・ 1 キロ当たり平均 0.25～ 0.30 ユーロ。

## (3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

### ① 個別企業の WEEE 対応事例

#### a. 日系電機メーカーA社の事例

日系大手事務機器、IT 機器製造販売メーカーA社は、積極的に廃品回収協会の活動に参画し、同社の利益が反映されるよう協会に働きかけるなどの活動を行っている。回収協会からA社に対し、A社の売り上げや回収したA社の商品の重さなどをもとに算出された回収費用が請求されている。A社商品の回収は、主に店舗や公共機関に設置されている回収ポイントを通じて行われている。回収の状況は監査法人によって政府等関係機関に毎月報告されている。

#### b. 日系電機メーカーB社の事例

事務機器大手のB社も廃品回収協会 ICT Milieu に加入している。同社は政府機関等による監査は受けたことがない。しかし、万が一監査が入り、不部が判明した場合のリスクは大きいと考え、製品に使用している部品などのトレースが完全にできるよう調査を行うとともに、新たな体制を構築した。

### ② WEEE、RoHS 国内法の問題点

オランダでは WEEE、RoHS とも 02～03 年にかけて法律が施行され、以来運用に運用に関して問題はない。また、オランダの VROM による商品に対する調査は他国に比べ厳しいと言われている。

EU レベルでは、各国ごとに規制が異なるのが最大の問題となっている。また、廃品回収システムに参加していない企業フリーライダーへの対応も問題に挙げられている。

廃棄されるべき商品が回収拠点である集積所や小売店から定められたルート以外に売られるなど、廃品回収システムが想定していないルートで商品が流通することも現実問題としてあり、これら非正規ルートで流通する廃棄物をいかにコントロールするかが課題となっている。

**③ 国内法対応の相談窓口情報**

- ・ センターノウェム

[http://www.senternovem.nl/Waste\\_Management\\_Department/index.asp](http://www.senternovem.nl/Waste_Management_Department/index.asp)。

- ・ リサイクリング協会

URL: <http://www.ictmilieu.nl>

<http://www.nvmp.nl>

<http://www.stichtingrta.nl>